

労働者派遣事業のマージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。(対象期間:平成31年3月1日～令和2年2月29日)

株式会社プロシードは、顧客との取引における契約形態により、請負業務・派遣業務を区別しており正社員のための派遣業務を行う労働者派遣事業所です。(許可番号:派14-301382)

本資料には、改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 ((①-②)÷①)
19	9	¥30,518	¥17,974	41.1%

*マージン率とは、顧客(派遣先)より株式会社プロシードに支払われる派遣料金から、派遣労働者(正社員)に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をいう。

■下表にマージンに含まれる費用を記載します。

社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の事業主負担分
福利厚生費用	社員旅行、社内レクリエーション、社内行事等における費用負担
有休休暇費用	年次有給休暇、及びリフレッシュ休暇(夏期・冬期長期休暇)取得時にかかる賃金(派遣先には請求できません)
残業補填費用	契約内容により請求できない場合、申請分を補填
出張交通費	顧客との契約に通勤費、及び通勤費以外の交通費が含まれない場合の出張交通手当
会社運営経費	
健康診断費用	一般検診、生活習慣病検診、及びストレスチェックの受診費用
募集費用	社員募集にかかるあらゆる求人費用
就業管理費用	正社員の就業に関する費用(教育訓練・事務管理費用等)
営業費用	営業スタッフの人件費、及び活動費等
経理・総務費用	経理・総務スタッフの人件費、及び税務処理費用・法定手続費用・事務所費・通信費等等
社内インフラ費用	社員の使用するPC、ネットワーク環境の整備(購入含む)費用、及びコピー・プリンタ、電話等のレンタル費用等
ホームページ整備費用	当社のホームページのメンテナンス、及び改修費用
営業利益	労働者派遣料金から労働者(正社員)の賃金・社会保険料・有給休暇費用・残業補填費・交通費・会社運営経費を引いた利益

2. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か (締結している ・ 締結していない)

← 当該労使の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間 (令和2年4月1日～令和4年3月31日)

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 (以下をOFF-JTにて負担無償・有給にて実施)

- ・新卒採用者訓練
- ・セキュリティ講習
- ・プログラム言語研修
- ・設計技法研修
- ・リーダー昇格前研修

【その他参考資料】 派遣労働者 キャリア系支援マニュアル、就業規則、賃金規定

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口

派遣元責任者(千葉幸雄)

☎0467-42-2959